



高齢者居場所づくり事業

枚方市 長寿社会部 地域包括ケア推進課

平成29年6月

高齢者の居場所

- ▶ 交流を目的として人々が集まれる場所
- ▶ 自分の存在が認められる場所として、気兼ねなくくつろげる場所

人と人がつながり、絆や縁がある場所 = 居場所

(社会との接点をもつことにより孤立の解消を目的とした場所)

居場所には

- ▶ ひと
- ▶ もの（場所・物品等）
- ▶ 情報発信

「何のために始め、何のために続けるのか」という理念
具体的な取り組みのイメージ

ひと

- ▶ 世話をする人と世話を受ける人という垣根をもうけず、来る人を「お客」にしない。
- ▶ 誰かのために協力したいという思いやりや助け合いの気持ち、「ありがとう」と認め合う関係が生まれ、お互いを受け入れ、つながれる雰囲気づくり。

みんなが主役であり

それぞれの役割がある高齢者の居場所をつくるのは

そこにいる「ひと」の思い

もの（場所）


- ▶ 地域の集会所や公民館、商店街の空き店舗、住宅の空きスペースなど、決まった日時に開放される場所

誰でも気軽に立ち寄り、ふれあえる身近なところ

- ▶ 自治会館や公民館などの地域にある公共スペース、介護保険事業所や医療機関などの空き時間や空きスペースの活用、自宅の一部の開放など、多くの人知っている誰もが行きやすい場所

もの（物品等）

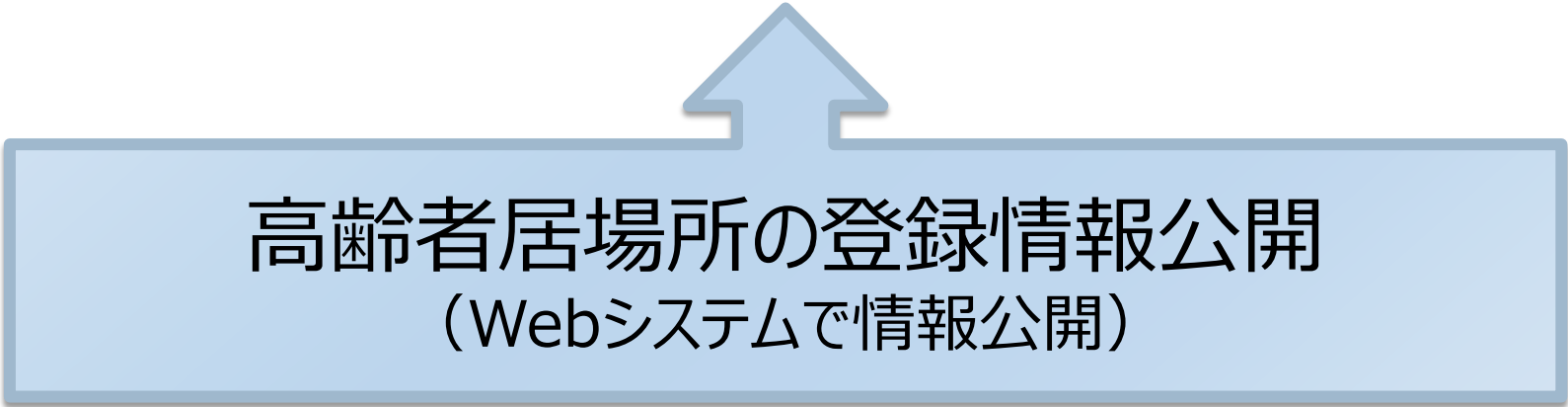
- ▶ たたみの張替えや手すりの設置などの簡易な改修工事
- ▶ テーブルや椅子、食器や座布団などの必要な物品
- ▶ 介護予防のための運動用品やレクリエーション用品など



高齢者居場所づくり補助金
(スタート支援として1か所あたり上限20万円)

情報発信

- ▶ 高齢者の居場所がどこにあるのか。どのような活動をしているのか。いつ開催されているのか。



高齢者居場所の登録情報公開
(Webシステムで情報公開)

- ▶ 取り組みを公開することで、それぞれの人が自分に合った居場所を見つけることができる。

高齢者居場所づくり事業としての活動要件

- ① 3年以上継続して活動を行う意思を有すること。
- ② 月2回以上、1回あたり概ね90分開催されていること。
- ③ 市内に居住する高齢者が5人以上含まれていること。
- ④ 活動するための場所は、12m²以上であること。
- ⑤ 特定の者に参加を限定していないこと。
- ⑥ 飲食代や材料費等の実費負担を除き、参加費は無料であること。
- ⑦ ひらかた元気くらわんか体操などの介護予防活動を取り入れること。
- ⑧ 参加者数及び集いの場の報告、情報の公開に同意すること。など。

運営していくための資源は みんなで考える。

高齢者の居場所は画一的なものではない。

様々なかたちで、それぞれのやり方がある。

活動を継続するためには自主的な運営が必要

- ▶ 誰もが対等な関係でいられる場所、みんなで作る自分たちの居場所は、集まってくる人で知恵を出しながらみんなで運営していくための約束事（ルール）を基本とすることで長く続けることができる。